



2023年4月21日

各位

会社名 イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 健二
(コード番号 8570 東証プライム)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 木坂 有朗
(TEL 03-5281-2027)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年5月24日開催予定の第42期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の株主総会の機動的な運営を図ることを目的に、株主総会招集権者及び株主総会議長の選定に関して、取締役社長以外が招集者及び議長になることを可能とするため、現行定款第11条（招集）及び第13条（招集権者および議長）の規定の変更を行うものであります。

2. 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第10条（記載省略） 第3章 株主総会 (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。 ② 株主総会は、本店所在地または千葉県もしくはこれらに隣接する地において招集する。 (新設)	第1条～第10条（現行どおり） 第3章 株主総会 (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。 ② 株主総会は、本店所在地または千葉県もしくはこれらに隣接する地において招集する。 ③ <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で選定された取締役が招集する。選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役にこれにあたる。</u>
第12条（記載省略） (招集権者および議長)	第12条（現行どおり） (議長)
第13条 <u>当社の株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>	第13条 <u>株主総会の議長は、取締役会で定める。</u>

<p>② <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第14条～第39条（記載省略）</p>	<p>(削除)</p> <p>第14条～第39条（現行どおり）</p>
---	-------------------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年5月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2023年5月24日（予定）

以上